

宋銅錢の我が國流入の端初

森, 克己

<https://doi.org/10.15017/2339017>

出版情報 : 史淵. 43, pp.1-25, 1950-06-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



宋銅錢の我が國流入の端初

森 克 己

宋代は前後約三百年、その間絶えず錢貨の鑄造が行はれたのみでなく、北宋時代の鑄錢量は中國歷朝中最大の數字を示してゐるのである。殊に建炎以來朝野雜記甲集十六には、神宗の熙寧年間の鑄錢量は六百餘萬貫と稱してゐるが、事實會我部靜雄博士のすぐれた研究の結果から見ても、神宗の時代には年々の銅・鐵錢貨鑄造額は六百餘萬貫を下らず、從つてこれより鐵錢等を排除した銅錢鑄造額は五百萬貫臺を下らなかつたのである。(註一)

それにもかかはらず宋代を通じて常に銅錢の缺乏に苦しみ、所謂錢荒といふ現象を惹き起したのは、一つには民間の銅錢銷毀といふことにもよるが主としてその銅錢が多量に國外に流出したからである。一體宋代においてはすでに建國當初より銅錢の江南・塞外及び南蠻諸國に流出するのを禁じ、その犯人に對する刑罰は關出二貫に及ぶものは徒一年、三貫以上は棄市と定め、賞を設けて密告を獎勵してをり、(註二)仁宗慶曆元年(一〇四一)には、銅錢を國外に出すこと一貫以上に及ぶものはその首謀者を死刑とし、連累者は若し一貫以内ならば、河東・河北・京西・陝西の人は廣南遠惡の州軍本城に配し、廣南兩浙福建の人は陝西に配し、その居停資給者は同罪とする。また逮捕した外人はこれ

を荆湖江南に編管し、沒收銅錢を懸賞として密告を獎勵し、犯罪を覺察しなかつた官吏は位一等を減ずると規定してゐる等、^(註三)時代が下る程その刑罰が苛酷になつてゐるのは、これ等の禁令にもかかはらず、銅錢の流出が益々盛んとなつて行つたことを反映するものと云へよう。

しかるに銅錢鑄造の機能が北宋・南宋を通じて最も發揮され、毎歲五百萬貫以上を鑄造した神宗の時に、王安石の政策として一時銅錢の國外帶出を許し、その代り國外帶出の銅錢には税を課したので、^(註四)銅錢の國外流出はこれを契機

として拍車を加へられたのである。そこで有識者の間には王安石の政策に批判を加へるものが現れた。たとへば張方平は政府が錢禁を弛めてより以來數年にして、中國の錢貨が日に日に耗散してゐる。若しこのまゝ放任して更に歲月を積むならば外は盡く四夷に入り、内は恣に銷毀してしまふであらう。故に、再び舊章を復活すべきであるといつて^(註五)をり、蘇轍もまた元祐五年(一〇八九)の頃遼に使し還り、中國銅錢の遼へ流出することを論じて、

臣等竊見、北界別無錢幣、公私交易使本朝銅錢、沿邊禁錢條法雖極深重、而利之所在勢無由止、本朝每歲鑄錢以百萬計、而所在常患錢少、蓋散入四夷、勢當爾也、

と述べ、宋朝毎年の鑄錢が百萬貫に上るにもかかはらず、常に錢の少いのに苦しんでゐるのは、蓋しそれが國外に流出するからであると人々の注意を喚起してゐるのである。^(註六)

しかるに従來より宋朝國庫の重要財源となつて來た外國貿易は、北敵の壓迫を受けて南渡し、國家財政が急速度に逼迫を告げてゐた南宋にとつては、比較的北敵からの侵害を免れてゐた外國貿易が更に一段と重要性を加へて來たことはいふまでもない。このことは南宋の高宗が「市舶の利は頗る國用を助く。宜しく舊法に循つて以て遠人を招徠す

べし」といつてをり、海錄碎事所收の市舶錄にも「市舶は其の利賈らず。金山珠海を權し、天子の南庫なり」といつてゐる言葉によつても明かである。従つて南宋に至つては、貿易招致といふ政策には最も力を注いでゐる。

しかし政府の貿易獎勵によつて海外市場が擴大すれば、それに伴つて錢貨の國外流出が激化するといふデレンマに陥つてしまふ。紹興十一年、政府は外國船が中國の港を出る際には、通判一員を派遣してこれを點檢し、銅錢の有無を取調べさせ、若しも官吏が事情を知りながらこれを見遁し、若しくは檢閱を怠つた場合には、その官吏に體刑を加へることとした。^(註八)そしてこの後も屢々銅錢持出し禁止の法令を發布したのであるが、外國商人の銅錢持出しの手段は巧妙を極め、宋の不逞の徒と結託し錢を小舟に載せて潜かに沖合に碇泊中の外國船にまでこれを運んで積み込み、^(註九)その上にほかの貨物を重ねて役人の眼を免れる工夫をし、甚しきに至つては宋の不正官吏を籠絡してこれを持出したので、銅錢は非常な勢を以て國外に流出して行つたのである。^(註一〇)

しかるに宋朝の鑄錢能力は神宗の熙寧年間の六百餘萬貫を絶頂とし、^(註一一)それ以後は次第に下り坂となり、殊に南宋になると、銅・鐵・鉛・錫等鑄錢に必要な鑛石の産出額は急激に減少して行き、従つて材料不足のため鑄錢額も減少し、北宋神宗時代の二十分の一といふ有様となり、深刻なる錢荒に陥つた。そこで政府は楮幣の發行によつて錢貨の不足を補はうとしたのであるが、會子濫發の結果は會子の信用を下落させ、民間は楮幣を輕蔑してこれを嫌ひ、富豪は銅錢を蓄積して出さないために悪性インフレとなつて物價騰貴をひき起すに至つた。^(註一二)政府は紹興三十年(一一六〇)には銅錢五貫を持出して死刑とし、その携行の錢や貨物はすべて密告者に與へるといふ最も嚴重且つ苛酷な禁令を定めたが、結局これを禁じることが出來なかつた。それといふのは海洋が荒渺としてをり、出沒自在で法禁の及ぶと

ころではなかつたからである。(註一三) 従つて南宋末期になると下海の禁を布き、一時海外との貿易を禁じた程である。(註一四)

註一 曾我部靜雄博士「日宋金貨幣交流史」第二章

註二 宋史、食貨志下二

註三 續資治通鑑長編慶曆元年五月乙卯條

註四 同前元豐八年九月乙巳條

註五 樂全集「論錢禁銅法」

註六 樂全集四十一

註七 宋會要、食貨三十八市舶

註八 同 前

註九 歷代名臣奏議二七三

註一〇 文獻通考「市舶互市」

註一一 建炎以來朝野雜詔甲集十六

註一二 歷代名臣奏議三七一

註一三 美芹十論・宋左史呂午公諫草「透漏銅錢」

註一四 宋史、食貨志市舶

かくて宋の銅錢は外國貿易の波に乗つて南洋一帯にひろく分布流通した。たとへば當時アラビア商人の根據地とな

つた閩婆（爪哇）に向けて輸出された銅錢は宋朝官吏の眼を眩ますため蘇吉丹といふ隱語を以て呼ばれた。（註一）

そしてこれ等の國々では宋錢の流入によつて自然經濟より貨幣經濟の段階へと進み、宋銅錢の輸入のみでは満足せず、自ら錢貨を鑄造するに至つたものもあつた。たとへば交趾においては天禧年間即ち十一世紀の初期、黎字錢が流通し、この地方を通過した外國商人達が多くの黎字錢及び砂鐵錢を廣州に持ち込み、これが宋の貨幣と混用されるので、政府はこれが沒收に努めたこともあつた。（註二）

纏つて北界への銅錢流通分布の状態は如何であるかといふに、元祐五年（一〇九〇）頃遼に使し親しく北界を視察して來た蘇轍の筆になる「北使還論北邊事劄子五首」によれば、當時遼には自身鑄造した錢貨も有たず、公私の貿易には中國の銅錢を使用してゐたのである。（註三）従つて金が遼を減してその舊版圖を悉く領有したのであるから、遼時代中國より輸入され流通してをつた中國銅錢が金代にも流通したのは怪むに足らない。そしてはじめは唐・宋錢のみを使

用してゐたものが、金の廢帝亮の正隆年間（一一五七—）には金自身の錢貨を鑄造するようになった。（註四）北滿阿什河（Ashiho）の南郊白城村には金の上京會寧府の跡があり、私も去る昭和二十年七月此の地を調査し、北宋の元豐通寶を手に入れたが、一九二三年より四年間にわたりロシア考古學研究所のトルマチョフ氏（V. Y. Tolmachev）が同地を調査して發見した古錢七百二十七個のうち、僅に二十二個が清朝の錢貨であつた外かは殆どすべて宋銅錢であつたといふこと（註五）も、宋銅錢が盛んに遼金へ流出し、流通したことを示すものに外かならなす。

しからば次に遼金と境を接してゐた高麗の場合は如何か。宋と高麗とは渤海を隔てて相對し、高麗より帆船を以て二浙地方に達するには、遠くて二十日に過ぎず、近ければ五七日で到達したのである。（註六）されば兩國の政治的關係とは

拘りなく貿易を目的とする兩國商人の往來が絶えなかつた。宋代の書物に「鷄林類事」と題するものがあり、高麗の國情・風俗・産物・言語等を極めて詳細に記してゐるのも、こうした交通・貿易關係の密接さを物語るものである。従つてまたこの貿易關係を通して宋の銅錢が流入する機會もあつたわけである。

一體高麗においては、夙くも成宗十五年（九九一）四月に鐵錢が鑄られてこれが用ひられた。（註七）そして穆宗五年（一〇〇二）には龜布を禁じて錢貨の流通を奨勵した。しかし高麗の一般社會は未だ貨幣經濟の域に到達してゐなかつた

ので、次第に流通しなくなり、紵布・銀瓶を以て代用貨幣とし、また日用品類は米を以て代價として別に不自由を感じなかつた。（註八）その後肅宗二年（一〇九七）政府は鑄錢官を置いて錢貨を鑄造し、これを流通させようと企て、同七年

（一一〇二）には鑄造した海東通寶一萬五千貫を宰樞文武兩班軍人に賜はり、京城左右酒務や市街の各店舗に置いて錢貨使用の利便を宣傳させた。（註九）そして肅宗六年鑄錢都監が「國民はじめて錢貨使用の便利なことを知つたので、これ

を宗廟に報告したい」と奏し、許可されてゐるとしるより見れば、表面は一應政府の錢貨奨勵策が功を收めたかに見えるのであるが、しかしこれは鑄錢都監の自己宣傳に過ぎなかつたことは、肅宗九年（一一〇四）七月政府は、錢貨を鑄造しこれが流通を奨勵してより已に三年になつたが、人民貧しくして錢貨を利用することが出来ないといふので、州縣に命じ、米穀を出して酒食店を開き、民間の貿易を許して錢貨の利便を認識させようと努めてゐることによつても窺はれるのである。（註一一）

以上の如く高麗政府は十一世紀末以來錢貨を奨勵しその流通に努力したのであるが、一般社會經濟は未だ錢貨を流通させる段階にまで達してゐなかつた。こうした物々交換による自然經濟の状態が少くも一一二三年まで續いてを

たことは、同年高麗に赴いた宋の使徐兢がその高麗見聞記ともいふべき宣和奉使高麗圖經の中において高麗の貿易状況

を計つてこれを償ふ。然れども民久しくその俗に安んじ、自ら以て便となす。中間朝廷錢寶を賜予す。今皆これを府庫に藏し、時に出して以て官屬に示して傳玩す。

といつてゐるところによつて明かである。(註一二)しかるにその後宋商船の來航盛んになるにつれて宋銅錢が次第に流入して來るやうになり、仁宗の時代(一一二三——一一四六)には高麗自身が宋の制度にならつて錢貨を鑄造すべしとする意見さへ現れるやうになつて來た。(註一三)一方宋の政府においても孝宗の時(一一六三——一一八九)知靜江府苑成は「透

漏銅錢」を論じた中において、高麗の産物である青磁・銅器・螺頭・松實との取引において銅錢が高麗方面へ流出してゐることを指摘した。(註一四)また慶元五年(一一九九)七月には、高麗・日本への銅錢帶出を禁止してゐる。これ等の事實より推測すれば高麗における宋銅錢流入のはじまつたのは、大體十二世紀の中頃前後といふことが出来るのである。次に「朝鮮錢史」所載發掘錢鏤出表中、開城附近から出土した中國錢貨三千七百三十四個について調べて見ると、漢代の錢貨五枚、後漢の錢貨五枚、隋の錢貨三枚、唐の開元通寶四六一枚、同乾元重寶四六枚、五代の錢貨二六枚、宋の錢貨三〇〇三枚、遼の錢貨三枚、西夏の錢貨二枚、金の錢貨七七枚となり、宋の錢貨は絶對多數を占めてゐる。そして宋の錢貨のうちでは北宋錢が二九五八枚、南宋錢四五枚を數へ、更に高麗へ宋錢の流入が盛んとなり出した宋孝宗以前に鑄造された宋の錢貨は二九七六枚を數へ、これまた絶對多數を占めてゐる。また更に北宋錢二九五八枚に

對し南宋錢が僅に四五枚を數へるに過ぎないといふのは、已に述べたやうに、南宋に至つて鑄錢能力が低下してしまひ、貿易により海外に流出するものは北宋錢がその大部を占めたといふことを證據立ててゐる。また更に注目すべきことは、高麗においては十二世紀中頃前後より宋銅錢の流入を見たが、しかしその流通は餘り盛んではなく、一般民衆は依然として銀瓶等を錢貨の代用としてをつたといふことと、また金・蒙古の南宋壓迫により、宋と高麗との交通貿易關係が不振になつて來たといふことがその原因として考へられよう。

註一 諸 蕃 志

註二 宋會要稿第一二二册食貨三一錢法・第一四〇册食貨三八天禧二年二月條

註三 欒城集四一

註四 歸 潛 志

註五 滿洲時報一九二五年第一號

註六 宣和奉使高麗圖經三四海道・歷代名臣奏議三四八夷狄「論金人」

註七 高麗史七九食貨「貨幣」

註八 同 前

註九 同 前

註一〇 同 前

註一一 同 前

註一二 宣和奉使高麗圖經卷三貿易

註一三 大覺國師文集卷一二

註一四 美芹十論・宋左史呂午公諫草

以上眺めて来たところによつて明かな如く、南海諸國といひ、遼・金・高麗といひ、宋と貿易關係を結んだ國々が宋の影響を受けて次々に自然經濟より貨幣經濟へと前進してゐる。従つて同じく宋との貿易關係が結ばれ、しかもそれが宋商船の一方的往來による受動的貿易より、日宋兩國商船が往來する能動的貿易へと展開しつゝあつた日本にも大陸の貨幣經濟の波が押寄せて來るのは最早時間の問題であつたのである。

一體我が國に貨幣制度が布かれたのは何時頃からのことであらうか。それは勿論大化改新以後次第に取入れられた唐の制度によるものであらうが、それが果して何時からはじまつたかといふ問題になると文獻の記述は區々であつて遽にいづれとも決し難い事情にある。^(註一)がしかし今日その當時鑄造された實物が存在することによつて文獻の記述を裏付けてゐるものは「和同開珎錢」である。和同開珎錢は唐の開元通寶錢を模範として製作されたものらしいことは、

喜田新六氏の外形並びに重量に就いての比較研究によつて明かにされた。^(註二)

かくして政府は唐制を模倣して和同開珎錢を發行し、これを流通させようと試みたが、當時の社會經濟は自給自足状態にあり、一般には錢貨の必要なく、政府の意圖に反して充分流通しなかつた。そこで政府は先づ蓄錢の多寡によつて位階を授けることとして錢貨の貯蓄を奨勵し、^(註三)或は田地の賣買には必ず錢貨を使用させ、^(註四)或は官吏の祿を錢貨を以て給することにし、^(註五)或はまた平城京の東西市でも錢貨の使用を奨勵したので、東西市場を通じて奈良を中心に錢貨は漸次各地に擴つていつたことは正倉院文書中に見える造佛所作物帳や、田地・屋地・家屋等の賣券によつても窺ふ

ことが出来る。そして政府は更に諸國の調庸物をも錢貨を以て納めさせることとし、その際の交換率を布一常に對して錢五文と規定した。(註六)この規定は畿内より次第に畿外の諸國にも及ぼし、養老六年九月には伊賀・伊勢・尾張・近

江・越前・丹波・播磨・紀伊等にまで擴大させた。(註七)このことは或程度錢貨を流通させるのに効果があつたらしく、日本靈異記にも、大安寺の西里に居住した左京六條五坊の人檜馨島といふ人が、聖武天皇の時大安寺の修多羅分錢三十

貫を借りて越前の敦賀津に赴いて交易したといふ説話が見えてゐる。(註八)またこの流通範圍は平安時代に入つても或程度

持續されたらしく、延喜式の規定によれば左右京は調を錢納し、畿内は調として各國の土産物と共に錢貨を納めるこ

とに規定し、畿外では紀伊國の浪人の調庸を錢納と定めてゐる。しかも今日發見される和同開珎はじめ奈良時代錢貨

の發見地は大體以上の國々と一致するのである。唯しかし例外的には續日本紀に伊豫・長門・常陸・因幡等の遠隔の

地にまた千貫・百萬の錢貨を獻じて敍位にあづかつてゐる例が見られるが、これは錢貨流通區域外の地方豪族がその

財物を蓄積する場合、錢貨に換へてする方が便利であつたところより起つた現象であることは、喜田新六氏の研究に

よつて明かにされた。(註九)

かくて政府は和同開珎以後、萬年通寶・神功開寶・隆平永寶・富壽神寶・承和昌寶・長年大寶・饒益神寶・貞觀永

寶・寬平大寶・延喜通寶・乾元大寶等の所謂皇朝十二錢を鑄造した。そしてそれが或る程度の流通を見たであらうこ

とは、弘仁十三年(八二二)七月丙申、政府は諸國の貧窮者に新鑄の富壽神寶錢を給してをり。(註一〇)貞觀十五年(八七三)

同十六年、元慶二年(八七八)京畿百姓の調庸錢を定めてをることによつても親はれ、(註一一)更にまた下つては承平七年正月

十一日右大臣家の饗に、中務卿宮と右大臣と圍碁の勝負を行つた際の賭物に錢を用ひたといふことが古今著聞集に見

えてゐることや、或はまた當時の文學宇津保物語や土佐日記等に錢に關することが屢々見え、錢貨使用といふことが

常識化してゐたことが窺はれるのである。(註一三)

しかしながら當時の京都と地方との間には文化的にも經濟的にも非常な相違があり、地方は自給自足の段階にあつて、經濟的には京都に依存せず、従つて地方は貨幣經濟に入るべく未だ充分に熟成してゐなかつたので、錢貨は已に述べた如く奈良乃至京都を中心とする畿内及びその隣接諸國に流通するに過ぎず、しかもその流通も政府の強制と獎勵とを背景として行はれたものであつたことは上述の如くである。然るに政府の強制といふ支柱も政府權威の喪失と共に崩れて行つた。といふのは地方の國司の惡政や、所謂權門勢家といはれる特權階級の横暴や、この特權階級の威を借る帳外の民や、莊園の増加等によつて租庸調は地方より中央に輸納されず、地方において正税を流用してしまふ有様であつたため、(註一四)國家財政は破綻を生じ、延いては中央集權的國家機構に弛緩を來たし、政府の威力と信用が失はれて行くに従つて益々錢貨の流通を困難ならしめ、政府の保護獎勵にもかかはらず何時とはなしにその流通が鈍くなつて行き、遂には衰退的な自然經濟が支配的となり、畿内に見られた貨幣流通さへも排除され、物々交換即ち米及び絹の貨幣化への移行となつて行つたのである。

しかし永延元年(九八七)政府は錢貨の流通を十五大寺に祈願してゐるところより見れば、兎も角もこの頃までは未だ錢貨の流通を維持したいといふ希望だけは有つてをたつたことが窺はれるのであるが、これより以後ともなれば政府の貨幣經濟維持の希望も次第に失はれ、寧ろ米や絹の貨幣化を承認せざるを得なくなつて行つた。故にこの時期に當り、例へば寛治六年(一〇九二)契丹を經由して來航した宋商隆瑛が銀寶貨即ち南廷銀等を齎したといふやうに、(註一五)

また宋商人の手によつて外國の錢貨が齎されるやうなことがあつたとしても、それは錢貨としては流通せず、伊勢大神宮で南廷銀を神寶に加へてをる例に見られるが如く、(註一六)錢貨としてではなく、珍寶としてのみ喜ばれたのである。

註一 日本書紀天武天皇十二年四月壬申條に「詔曰、自今以後、必用銅錢、莫用銀錢」また同月乙亥の條に「詔曰、用銀莫止」とあり持統天皇八年三月乙酉の條に「以直廣肆大宅朝臣麻呂、勸大貳臺忌寸八嶋黃書連本實等、拜鑄錢司」とありまた續日本紀文武天皇三年十二月庚子の條に「始置鑄錢司、以直大肆中臣朝臣意美麻呂爲長官」と見える等その始めが區々に記されてゐる。

註二 喜田新六氏「奈良朝に於ける錢貨の價值と流通とに就いて」(史學雜誌四四ノ一)

註三 續日本紀和銅四年十月甲子條

註四 同上和銅六年三月壬子條

註五 同上和銅四年十月甲子條

註六 同上和銅五年閏十二月辛丑條

註七 同上養老六年九月庚寅條

註八 日本國現報善惡靈異記關羅王使鬼得所召人之賂以免緣二四

註九 喜田新六氏「奈良朝に於ける錢貨の價值と流通とに就いて」(史學雜誌四四ノ一)

註一〇 類聚國史

註一一 三代實錄・類聚三代格

註一二 古今著聞集

註一三 宇津保物語「藤原の君」の卷に吝嗇なる三春高基の言葉として

あたらし物を我が爲に塵ばかりの業すた。被すとも打撒に米いるべし。初にて種なさは多くなるべし。修法せんに五石入るべ

し。壇ぬるに土入るべし。土三寸の所より多くの物出で來。棟の枝一つに實のなる數あり。菓物に食ふに良き物なり。胡麻は油に絞りて賣るに多くの錢出で來、其の糟味噌代へつかふに良し。粟麥大豆大角豆斯の如く雜役の物あり

といつてをり、また紀貫之の土佐日記の承平五年正月九日の條に、土佐國香美郡宇多の松原の沖を通つた時、舟の舟子が歌つた舟歌を

はる(春)のゝにてそねをばなく(泣)、わかすすき(薄)にてきる(煎)くつん(摘)たるた(菜)をおや(親)やまほるらん、(姑)しうとめやくふらん、かへ(歸)らや、よんべ(夜部)のうたゐもかたぜに(錢)こは(乞)んそらことをしておき(賤態)のりわざをしてぜに(錢)ももてこず、おのれだにこず。

と記し、また同十四日の條には、

あかつき(曉)より雨ふれば、おなじ(同)ところ(所)にとま(留)れり。ふたきみ(舟君)せちみす。さらし物なけれぼむまのとき(午時)よりのち(後)にかちとり(楫取)の昨日つりたりしたひ(鯛)にぜに(錢)たげれば、よね(米)をとりにかけておちられぬ。かゝる事なほありぬ。かちとり(楫取)また(又)たひ(鯛)もてき(來)たり。よね(米)さけしはしば(屢)く(來)る。かちとり(楫取)けしき(氣色)あし(悪)からず。

とあり、錢貨使用といふことが土佐のあたりにも行はれたが、しかし當時は錢貨少く、國守さへ思ふやうには行かなかつたと、従つて米が代用されたことが窺はれるのである。

註一四 喜田新六氏「奈良朝に於ける錢貨の價值と流通とに就いて」(史學雜誌四四ノ一)

註一五 中右記寛治六年六月二十七日條

註一六 仁治三年内宮假殿遷宮記

四

しかるに中央集權的政治機構が弛緩し更に崩壞して來ると、それに伴つて公有地の莊園化が激化し擴大し、殆ど全國が莊園化して行く有様であつた。そしてこの莊園が貴族達の奢侈生活の經濟的基盤であつたことは、落窪物語卷三に、

かくこの御かたの宣ふこと、鷹はいかに、心うし。我得たらむ丹波の莊は、年に米一斗だに出で來べきならず、今一つは越中にて、容易く物もはかるべきにあらず。辨の殿の得給へるは、三百石の物出で來るなり。

と云つてあるところによつても窺ふことが出来る。そして莊園領主の收取下にあつた莊園農民達は、領主の欲求するところのものを生産し年貢として納めてゐたことは、宇津保物語「櫻の上」下の卷に、

國々の御莊より、節料に人の奉るきぬ、わたなどかんの殿君だち、御許人、下にさふらふ人々に、例の御節料より外に、いといかめしう分ち給ふ。

とあり、或は榮華物語「衣の珠」の卷に

御庄々々の絹などをすこやかに奉りはてぬ事の怪しさに年返りてぞ御使遣はすべかめる。

と云つてゐること等から窺うことが出来る。

このやうに莊園農民の勞動力によつて農業生産が増大し、しかも單に農産物のみではなく、領主の要求に應じて各種の工藝品も發達した。従つて上代末期になると延喜式に擧げられた諸國産物の品目には見えないやうな新しい産物も各地に生産されるやうになつて來た。たとへば藤原明衡の新猿蓑記に、諸國土産として

阿波絹

越前綿

美濃八丈(又柿)

常陸綾

紀伊縑

甲斐班布

石見紬

但馬紙

淡路墨

和泉櫛	播磨針	備中刀	伊豫手箱(又砥、又翳、又簾)	出雲筵	讃岐圓座	上總鞆	武藏鎧
能登釜	河内鍋(又味噌)	安藝樽	備後鐵	長門牛	陸奥駒(又檀紙、又漆)	信濃梨子(又木賊)	
丹波粟	尾張櫃	近江鮎(又餅)	若狭椎子(又餅)	越後鮭(又漆)	備前海糠	周防鯖	伊勢鱒
隱岐地	山城茄子	大和瓜	丹後和布	飛彈餅	鎮西米		

等を擧げてゐる。以上の産物の殆ど大部分は延喜式の時代より以後に生産されるやうになつたものが多^(註一)。

かくて各地莊園内で生産された諸物産は、年貢として續々京都に輸送集中され、貴族階級の需要を充したのであるが、貴族達が京都に邸宅を構へ、多くの使用人を召使つたため、これを對象として人口の集中が起り、人口の集中は更に文化の發達を齎らし、そこにまた自ら市民と農民の區別が生じてその剩餘生産物若しくは副業の結果を交換し、市民との交易と需要とを充すべき商業が發達したことは、源氏物語「玉かつら」の卷に「京は自ら廣き所なれば、市女などやうの者いとよく求めつゝ率て來」といつてをることによつても窺はれる。そして京都商人達の活動は最初は東西兩市を中心として行はれたのであるが、やがて彼等は地方物貨の集中を坐して待つばかりでは満足しなくなり、京都の物貨を携へて地方に下り、これを地方の人々に賣り付けては暴利を貪り、また地方の産物を買ひ集めて京都に運んで來ては巨利を博するやうになつたのである。^(註二)しかも彼等の活動範圍は北は奥州より南は貴賀島(鬼界ヶ島)にまでも及んでゐたことは新猿樂記の記事によつても窺ふことが出来るのである。また京都商人が政治都市京都を地盤として發生したのに對し、大宰府(博多)には貿易を基盤として大資本を擁する豪商が擡頭した。殊に大陸との交通が盛んになるに隨ひ、中國豪商の來住するものも多くなつて來た。所謂綱首がこれである、綱首とは元來中國では船

の資本家にして且つ船長を兼ねたものを稱した。(註三)九州大學考古學研究室には、博多灣海底より拾ひ上げられた天目茶碗がある。それは茶碗製作年代より見て日宋交通時代の宋商船の使用品が海に取り落されたか、或は投込まれたかと思はれるものであるが、その絲尻のところに「張綱」の二字が墨書されてゐる。これは張某綱首の略で、蓋し宋商船の船長の使用したものであつたらう。日本側では綱首を譯して船頭とも呼び、居留宋人豪商を綱首或は船頭とも稱してゐるのである。

兎も角も京都・大宰府(博多)に豪商階級が擡頭して來れば、そこに商業資本が蓄積されることはいふまでもない。そしてこの商業資本をもつて商人階級の全國的に且つ對外的に大規模な活動が起つて來れば、やがて耐久性・同形性の特質を有し、特に運搬が容易でしかも比較的多くの交換價値を小さな容積で表現することの出来る錢貨の必要が生じて來るのは最も當然の成り行きである。しかるに錢貨の流通が廢止されてより既に年久しく、我が國の錢貨鑄造の技術は退歩して用をなさなくなつてゐたので、海外の錢貨でも使用しなければならぬやうな情勢にあつた。しかも注目すべき點は、嘗ては政府が貨幣制度を強制的に實施したにも拘らず民間側にはその氣運生じて居らなかつたためこれを受け容れず、従つて流通が杜絶してしまつた。しかるに今は物價相場の變動を恐れる政府が錢貨の流通を喜ばないのに、反つて民間においては商業的意欲に促されて貨幣經濟復活の氣運が擡頭して來たといふことである。

註一 延喜式二三民部下交易雜物

註二 本朝續文粹保延元年七月二十七日敦光朝臣勘文

註三 萍洲可談

五

丁度この國內社會經濟情勢の要請に應ずるが如くに流入して來たのは中國の銅錢である。この中國銅錢は中國との貿易に活躍した商人の手によつて輸入されたものに相違ない。といふのは、日本の商人が海外に赴いて貿易する場合、砂金・硫黃・水銀・板木等の日本特産物と海外の物貨とを物々交換的に取引するのが原則であつたらうが、また時には錢貨によつて珍貨を購入する必要も起つたからである。例へば紹興七年（一一三七）中國温州の豪商張愿世が海外に貿易に出かけたところ、其の船が大洋上で暴風に遭ひ、漂流すること五六日、或る島に流れ着いた。その島で竹十本を伐つて篙棹にしようとした。ところが其處に白衣の老人が現れ、此處は汝等の留まるべき所ではないから早く立ち去れと東南の方を指して歸路を指示したので、それによつて本國に歸着することが出來た。また島で伐り取つた竹十本のうち九本までは途中で雑用に使つてしまひ、僅かに一本だけ残つてゐた。すると日本の商人と崑崙の商人とがこの竹を見て競ひ買はうとしたので、張愿世は錢二千緡より五千緡までせり上げた結果、その竹は遂に崑崙商人の手に落ちた。さて賣つてしまつてからその竹のことを尋ねて見たら、それは寶伽山の聚寶竹といひ、若しこれを巨浸の中に浸せば諸々の寶が自然に集つて來るといふ貴重な竹であつたことがわかつたといふ。これは夷堅志に載つてゐる説話で、極めて奇妙な話である。(註一)しかしここでは話の筋の眞偽は兎も角として、竹を日本商人と崑崙商人とがせり落そうと争つたといふ點から窺はれるやうに、海外に出て外國商人と取引する場合、日本商人も物々交換ばかりではゆかず、時によつては錢貨をも必要としたことがこの説話からも推測されるのである。

かくして先づ海外での取引に錢貨を必要とする場合が起つて來れば、自然またそれ等の貿易商人の手によつて國內に持ち込まれて來る機會も生じて來るわけである。ところが既に述べたやうに、當時我が國內の社會經濟情勢は外國錢貨の輸入を必要とする氣運が起つてをつた時であるので、中國銅錢の流入は時機に適つたものといふべく、そのため非常な勢を以て流通し出したのである。

それでは宋銅錢の流入し始めたのは何時頃からのことであらうか。この問題は正確な年時を明かにするといふことは困難ではあるが、しかし全く手がかりがないといふわけでもない。といふのは南宋の孝宗の時、知靜江府苑成が「透漏銅錢」のことを論じた中に、

臣聞、東南蕃夷船舶歲至中國、舊止以物貨博易、近年頗以見錢爲貴、廣泉四明及並海州郡、錢之去者不可勝計、

紹興三十年嘗大立法禁、五貫之罪死、隨行錢物、全給告人、罪賞之重、至此極矣、而終弗改獲、蓋溟渤荒渺、客程飄忽、誠有法禁所不能及者、訪聞一船所運、或以萬計、泉司歲課、積聚艱窘、而散落異國、終古不還、誠可爲

痛惜而深恨也、○中且以四明論之、蕃船舶所齊止於青蘆銅器螺頭松實及板木之類而已、皆非中國不可無之物、而誘

吾泉寶以去、利害重輕不較而判、臣嘗試妄議以爲、明州一處蕃船豈不可以權住、姑塞漏錢之一穴、其它可以類

舉、○下略

(註二)

といつてゐる。これによつて見ると、東南諸外國の商船は、はじめの頃物々交換によつてその欲するところの中國の物貨を持ち歸つてをつたのであるが、孝宗の頃(一一六三——一一八九)になると物貨よりも錢貨を喜ぶやうになり、廣州・泉州・明州その他の貿易港より續々と中國銅錢を持ち去るやうになつて來た。これは明州を例にとつて見

ると、外國船が明州に齎すものは青瓷・銅器・螺頭・松實及び板木の類で、別に中國にとつては無くしてはならぬといふものではない。しかも外國船は餘り必要でもない此等の物貨と引き換へに中國の錢貨を運び去つて行つたのである。

ところで南海諸國からの商船は主に廣州・泉州に入港してをつたのであり、明州に主に入港するものは高麗や日本の商船であつた。故に宋朝政府も明州を日本・高麗方面と貿易する商船の専用港として指定してゐる程である。(註三)更に

これを明州に陸揚される輸入品の上から見ると、苑成が「蕃舶の明州に齎すものは青瓷・銅器・螺頭・松實及び板木に過ぎなし」といつてゐるところの所謂青瓷・銅器・螺頭・松實は高麗から明州に齎される高麗の特産であり、板木もまた金・硫黄等と共に日本が海外に輸出した代表的な日本特産物である。とすれば苑成が明州を例にとつて問題としてゐる外國船は日本と高麗の商船に外かならないことはいふまでもない。以上より推して、孝宗時代(一一六三—一一八九)即ち西曆十二世紀の後半期に於て、日本・高麗に流れ出す宋の銅錢が既に人々の注視的となり、政治的問題として取上げねばならなかつた程激しくなつていたことを示すものである。こうした事情にあつたからこそ慶元五年七月(一一九九)には殊更に日本・高麗への銅錢帶出を嚴禁する法令の發布を見るに至つたのである。(註四)

以上のやうに中國側の史料からすると、高麗・日本への銅錢流出のはじまつたのは大體十二世紀の中頃からといふことが推測されるのである。實際また高麗の場合、右の推定と一致することは既に第三節に於て眺めて來たところによつて明かである。それならば次に日本側に於て錢貨流通が再開された時期は何時頃のことであらうか。即ち所謂皇朝十二錢の流通が杜絶して以後、再び錢貨の流通が開始されたことを窺うべき史料を求めると、東大寺文書に

宋銅錢の我が國流入の端初

沽却 敷地私領新券文事

合口染間參尺七寸、奥貳拾捌間二尺四寸、但七尺間定

在大和國添上郡東大寺郷今小路南顔

四至 限東垣 限西類地中垣
限南中垣 限北大道

右件敷地者、橋行長實得相傳之私領也、年來知行之間、無敢他異論、而依有要用、直錢貳拾染貫文、限永代所奉令沽却藤原鶴壽女實正明白也、但雖可相副手繼本券文等、依有類地不與副進、向後更不可有他妨者也、仍爲後代龜鏡放新券文狀如件、

久安陸年庚午八月廿五日

行 長 (花押)

子息滿法師 (花押)

とあるのがその初見である。(註五)即ちこれによると久安六年大和國添上郡東大寺郷に於て敷地が錢二十七貫文を以て賣買されてゐるのである。久安六年といへば西紀一一五〇年に當り、中國側史料よりする高麗・日本への錢貨流出のはじめの時期の推定年代と殆ど一致することは、既に述べたところによつて明かである。そしてその後錢貨の使用が次第に盛んになつて行つたと見え、東寺百合文書には

うりわたす田事

合 者

右件田はふち井のしげよしかさうてんの所りやう也、しかるをようしあるによて、せに七くわんもんにうま允に

なかくうりわたす所しち也、重て本けんもんは、るちもあるに由て、そへしするにおよはず、よてた人のさまたけあるへからす、

仍爲後日うり文の狀如件、

應保二年十一月 日

しげよし(花押)

といふ所在地不明ではあるが田地が錢七貫文を以て賣買された沽却狀が見出される。(註六) 應保二年といへば久安六年より

十二年後の西紀一一六二年である。次いで私が嘗て紹介した京都西京左衛門町の田が錢五十貫文で賣買されてゐる安

元二年六月七日(一一七六)附沽却狀が東寺百合文書の中から見出される。(註七) そして治承三年六月(一一七九)頃には

天下に錢の病と稱する奇病が流行し、(註八) また同年七月には、米穀准布を以て交換價値の標準として來た朝廷は、その沽

價法の崩れることを恐れ、朝議によつて宋錢を私鑄錢の罪に擬してその流通を停止してゐるところより見れば、(註九) 錢貨

の流通が急速に擴がつて行つたことが窺はれるのである。

以上によつて明かなやうに、日本側に於て錢貨流通復活の時期を知るべき史料の示す時期と、それを中國側史料より推定した時期とは殆ど符節を合せるかの如く一致してゐるのである。

かくて我が國內に貨幣經濟が復活した場合、勿論民間に死藏されてゐた昔の皇朝十二錢も取出されて通用したわけであるが、それよりも流通貨幣の大部分を占めたものは貿易によつて輸入した中國錢貨であつたことは今日各地から出土する古錢の數量から推測されるのである。例へば昭和二十二年長野縣下高井郡長丘村の農家江木庄一郎氏方の庭

から發掘された古錢は木箱に入つたまゝ出土し、その重量は約百五十貫、枚數は概算十七、八萬枚に上る多數のもので、これについては京都大學人文科學研究所の日比野丈夫氏が調査研究中であり、いずれ同氏の詳細な研究が發表されるものと期待してゐるが、私がざつと調査しただけでも、その大部分が宋錢であり、この外かには唐代の開元通寶や、皇朝十二錢中の萬年通寶、隆平通寶、高麗の東國通寶、金の正隆元寶、明朝の洪武通寶等が含まれてゐた。そして宋錢のうちでも北宋錢が大部分を占め、また北宋錢のうちでも、宋代前後を通じて鑄錢能力の絶頂期であつた神宗の時の元豐通寶がその絶對多數を占めてゐるのである。これは獨り右長丘村出土古錢の場合のみに限らず、他の各地から發見される古錢にも共通する現象であることは、入田整三氏其他の古錢研究家の發表に就いて觀察すれば直ぐ様氣付き得るところである。(註一〇)また最近黒田家の菩提所博多崇福寺境内の同家墓地移轉のため、黒田家代々の墓を發掘したところ、黒田長政の墓よりは、長政の遺骨と六道錢としての銅錢六文が棺内より出土した。それは皇宋通寶一枚・天聖元寶二枚・元豐通寶一枚・元祐通寶一枚と錢文不明のもの一枚とである。長政は元和九年八月二日京都で逝去し遺骸は博多に運ばれてこの墓所に葬られたのであるから、これによつて見ると、近世に至つても宋錢が永樂錢等の明錢や寛永通寶等の日本の錢に混つて通用してゐたといふことが窺はれ、錢貨の生命の意外に長いのに喫驚を禁じ得ないのである。また宋錢のほかは唐朝の開元通寶等が發見されてゐるのは、宋代に於ても宋朝自身の錢貨のほか唐代の錢貨が混つて流通してゐたからである。(註一一)更にまた金の正隆元寶等が見出されるのも、宋と金との貿易により、金の貨幣が宋に流入し、それが更に日本に流入した結果であり、このことに關しては曾我部博士がその著「日宋金貨幣交流史」中に詳細に論じてゐる、また高麗貨幣の流入も半島との貿易によるものであることはいふまでもない。

かくして多量の中國銅錢が我が國に流入したといふのは、それが貨幣として海外より入つて來たのではなく、貿易商品として輸入されたからである、このことは先きに擧げた知靜江府苑成の「透漏銅錢」の中に、東南諸外國の商船の毎歲中國に來て貿易するものは、以前は中國の物貨を博易するに止まつてゐたが、近年は頗る見錢を喜ぶやうになつた。そのため外國に散落した中國の貨幣は再び中國に戻つて來ることがないといつてゐることによつて明かな如く、日本の商船は日本の特産である砂金・硫黃・水銀・板木等を載せて大陸に渡り、銅錢と物々交換して來たのであり、仁治三年（一二四二）歸朝した西園寺公經派遣の貿易船は、檜材の三間四面の屋一字を南宋の理宗に贈つた禮として、理宗より十萬貫の錢貨を他の珍貨を回賜として貰つて歸つて來たことはその一例である。（註一二）

以上の如く、我が國內の莊園經濟の發展は貨幣經濟展開の氣運を促し、一方またこの氣運に應ずるかの如く中國錢貨の輸入を見るに至つた。そしてその時期は中國と日本側双方の史料から推して行くと大體十二世紀の中頃と推定されるのである。しかもこの時期を示す興味ある史料として今昔物語と宇治拾遺物語とを擧げることが出来る。即ち今昔物語（註一三）と宇治拾遺物語（註一四）には同一物語から取材したと思はれる説話が載つてゐる。その説話の筋は、筑紫箱崎の大夫則重の祖父にあたる大夫貞重といふものが京都に上る際、宇治關白賴通に唐物即ち舶來品を贈らうとして、宋商人より太刀十本を質として右の唐物を借受けた。上京中貞重の從者が澁津で偶然手に入れた大豆大の眞珠を博多に歸つて宋商人に見せたところ、宋商人は驚いて是非譲つて欲しいと懇望して止まないで、前に質入れた十本の太刀と引替へに右の眞珠を宋商人に與へたといふのである。ところが説話の筋は大體同じでありながら、平安末期に出來た今昔物語には、貞重が太刀十本を質として唐物六・七・千・疋程のものを宋人より借り受けたといつてゐるのに對し鎌倉初期に

出來た宇治拾遺物語には、貞重が太刀十本を質として七十貫程のものを借りたといつてゐる。また眞珠を見た宋人が、今昔物語では價十疋で買はうといつたと記してゐるのに對し、宇治拾遺物語では價十貫で買はうといつたと記してゐる。このやうに一つの物語を取扱ふにしても、物の値段を今昔物語の方は絹を標準として記してをり、宇治拾遺物語の方は錢貨を以て記してゐる、この顯著な相違は、今昔物語の作者が貨幣經濟復活以前の時代に生活したのに對し、宇治拾遺物語の作者は貨幣經濟復活後の時代に生活したといふ經濟的に相異なる時代的差異の上から起つてゐるのである。今昔物語の成立年代は大體鳥羽天皇の天永年間頃（一一〇一—一一二二）といふ説が有力であるが、以上の時代的差異はこの今昔物語成立の推定年代に牴觸しないのみか、宋銅錢の流入を十二世紀中頃からとする私の説をも有力に支持してゐるのである。

註 一 夷堅志丁集上「海山異竹」

註 二 美芹十論・宋左史呂午公諫草

註 三 東坡集二八奏議「乞禁商旅過外國狀」

註 四 宋史寧宗本紀

註 五 東大寺文書一

註 六 東寺百合文書ミ之部一六至三一

註 七 拙文「日宋貿易の旋回」(東洋學報二三ノ四)

註 八 百練抄八

註 九 玉葉……玉葉、治承三年七月條

註一〇 入田整三……入田整三氏「發掘錢に就ての考察」(考古學雜誌二〇ノ一二)

註一一 野客……野客叢書四「阿堵」

註一二 故一品記(經光卿記抄)

註一三 今昔物語二六、鎮西貞重從者於淀買得玉語

註一四 宇治拾遺物語一四、珠の價無景事

(附記)

本節の考察に用ひた史料中、一二貴重なるものを元福岡高等學校玉泉大梁教授より御示教を得た。また京都大學人文科學研究所員日比野丈夫氏の研究になる長野縣下高井郡長丘村出土の古錢についてのグラフを、宮崎市定博士の御好意により拜見することが出來た。こゝにこれ等の方々に心から感謝の言葉を捧ぐ。